

DR プロジェクト 利用規約

「DR プロジェクト」利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、日本テクノ株式会社（以下、「当社」といいます。）が開催する「DR プロジェクト」に関する取扱いを定めたものです。なお、資源エネルギー庁の令和 4 年度「電気利用効率化促進対策事業」に基づく特典付与の取り扱いについては、「DR プロジェクト 利用規約 追加規約」（以下、「追加規約」といいます。）で定めるものとします。

1. DR プロジェクトの内容

当社と電力需給契約いただいている高圧需要家のお客さまを対象に省エネ活動の成果を「見える化」するオンラインサービス「デマンド閲覧サービス」で「DR プロジェクト」を展開し、電力需給状況に応じて電気のご使用量を減らす「下げ DR」と、電気のご使用量を増やす「上げ DR」（以下、「DR 活動」といいます。）に対応いただきます。お申し込みいただいたお客さま宛に、DR 活動のメール通知を行います。翌日の DR 活動の時間帯と DR プロジェクトで設定した時間帯ごとのベースラインを「デマンド閲覧サービス」上に提示いたしますので、ご確認のうえ、翌日の DR プロジェクトへの参加をご決定いただき、当日は DR 活動をお願い申し上げます。

市場連動型料金メニューのお客さまは市場価格高騰時（電力需給ひっ迫時）の下げ DR と市場価格が安価な時間帯の上げ DR により、経済的なメリットが享受される結果となります。一方、固定単価型料金メニューのお客さまには経済的なメリットが発生しませんので、上げ DR の時間帯はベースラインに対しての増加量 (kWh)（以下、「上げ DR 達成量」といいます。）、下げ DR の時間帯はベースラインに対しての減少量 (kWh)（以下、「下げ DR 達成量」といいます。）に応じた特典（GIFT street ポイント (1kWh あたり 5 ポイント)）を付与します。

2. 定義

当社の ES システムサービス契約、ES システムレンタル契約、ES システムメンテナンス管理契約（以下「ES システムサービス契約等」といいます。）および電力需給約款に定義される用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件等

(1) 当社は、お客さまが、以下の条件をすべて満たした場合に DR プロジェクトの参加者として取扱います。

(ア) 当社と高圧の電力需給契約が締結されていること

(イ) 当社と ES システムサービス契約等が締結されていること

(ウ) 当社の監視主装置 ES SYSTEM で電力データの計測が可能なこと

(エ) 本規約の全てに同意の上、DR プロジェクトに当社お客さま専用マイページの専用フォームから参加申し込みをいただき、当社がこれを承諾したこと

(オ) 当社が参加申し込みを承諾した後に、「デマンド閲覧サービス」上の「DR プロジェクト」内にメールアドレスの登録が完了したこと

(2) 当社は、お客さまが下記の条件をすべて満たした場合に 4. DR 活動と結果確認に定めるとおり、上げ DR 達成量、下げ DR 達成量に応じて特典（GIFT street ポイント (1kWh あたり 5 ポイント)）を付

与します。

(ア) DR プロジェクトの参加者であること

(イ) 当社との電力需給契約の当月の料金メニューが市場連動型ではないこと

① プレミアム・プレフィックスで電気料金の算定が固定単価型でなされた場合でも、料金メニューが市場連動型の場合は、DR プロジェクトの特典である GIFT street ポイントは付与されません。

② 市場連動型料金メニューのお客さまは DR 活動により、経済的なメリットが享受されますので、GIFT street ポイントは付与されません。

(ウ) 「GIFT street」の会員登録をされていること

4. DR 活動と結果確認

電力需給状況に応じて、当社からお客さまがデマンド閲覧サービス「DR プロジェクト」の配信先として登録されたメールアドレス宛に DR 活動前日に「明日の DR 活動について」をメール配信します。そのメールからデマンド閲覧サービスにログインし、メニューの「DR プロジェクト」ページから翌日の DR 活動の時間帯と時間帯ごとのベースラインおよび、上げ DR または下げ DR (以下「DR 種別」といいます。)をご確認のうえ、参加の意思表示(「参加」ボタンをクリック)をいただいた場合にのみ、翌日の DR プロジェクトへの参加が確定します。

(1) DR プロジェクトの参加表明を行った場合は、当日の DR 活動の時間帯での DR 活動を行っていただきます。

(2) DR 活動を行った翌日にデマンド閲覧サービス上にて DR 活動の結果が確認できます。

(3) ベースラインは、当社の監視主装置 ES SYSTEM で計測した過去のデータを基に DR 活動当日の変化要素により当社独自に補正を行い 30 分ごとに算出します。

(4) DR 活動日および DR 活動の時間帯は、翌日の需給状況や市場価格により 30 分単位で当社が決定します。30 分以上継続した複数の時間帯はまとめて 1 つのブロックとします。

また、30 分以上継続する複数の時間帯において上げ DR の時間帯と下げ DR の時間帯が隣接する場合、DR 種別ごとに 1 つのブロックとします。

5. 特典内容 (GIFT street ポイント：当月の料金メニューが市場連動型でない場合のみ)

(1) GIFT street ポイントは、DR 活動の時間帯における監視主装置 ES SYSTEM で計測した使用電力量と時間帯ごとのベースラインの差分 1kWh につき 5 ポイントで算出します。

(2) DR 活動の時間帯でベースラインに対して 30 分ごとの増減を合算し、上げ DR 達成量、下げ DR 達成量に応じてポイントを付与します。1 日の中に複数の時間帯があった場合には、ブロックごとの達成量を合計します。

また、30 分以上継続する複数の時間帯において上げ DR の時間帯と下げ DR の時間帯が隣接する場合、DR 種別ごとに 1 つのブロックとします。

(3) ポイントは、対象期間 (DR プロジェクトに参加された期間) (原則、毎月 1 日から末日) の翌月末日に「GIFT street」サイトで付与されます。なお、端数については、対象期間の最終合算にて切り捨て処理を行いません。

(4) DR 活動の時間帯でベースラインに対し増減できなかった場合のペナルティはございません。

6. 特典利用 (GIFT street サイト)

- (1) DR プロジェクトで付与されたポイントを「GIFT street」サイトで使用するためには「GIFT street」にて会員登録を行なう必要があります。すでに「GIFT street」のログインアカウントをお持ちの場合は、付与されたポイントが GIFT street サイトのお客さま専用マイページに表示されます。
- (2) ポイントの残高、ポイント獲得履歴等は「GIFT street」で確認できます。
- (3) ポイントの使用や商品との交換方法その他の使用条件等の詳細については、GIFT street 利用規約(<https://www.gift-street.com/entry>)をご確認ください。なお、GIFT street 利用規約は、当社の判断で変更、追加をする場合があります。

7. 注意事項

- (1) サービスの利用料は無料です。ただし、通信費用などサービス利用に必要な環境を維持するための費用はご負担していただきます。
- (2) お申し込み手続き時にデマンド閲覧サービス「DR プロジェクト」の配信先として登録されたメールアドレスは、「明日の DR 活動について」など DR プロジェクト用の自動メールの配信の目的で利用させていただくものとし、それ以外の目的では利用しません。
- (3) 携帯キャリアメールではセキュリティ設定のためメールが正しく届かないことがございます。
@n-techno.co.jp をドメイン指定受信していただくか他のメールアドレスをお試しく下さい。
- (4) @outlook.jp、@outlook.com、@hotmail.com、@live.jp などのメールアドレスに弊社ドメイン @n-techno.co.jp からのメールが届かない事象が発生しております。ドメイン指定受信していただくか他のメールアドレスをお試しく下さい。
- (5) DR プロジェクトの実施内容、本規約および追加規約については当社の判断で予告なく変更または中止する場合がございます。
- (6) 緊急を要するシステム保守や天災地変等の不可抗力によって、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止することがあります。
- (7) お客さまが当社との電力需給契約または ES システムサービス契約等を終了した場合等、3. 適用条件等 (1) の条件を一つでも満たさなくなった場合は、「DR プロジェクト」に参加することができなくなります。
- (8) GIFTstreet は ES システムサービス契約等に付随するサービスとなっていますので、ポイントは ES システムサービス契約者に付与されます。

8. 免責事項

- (1) DR プロジェクトで設定した時間帯ごとのベースラインと使用電力量との差分は、当社の監視主装置 ES SYSTEM で計測したデータを基に算出しており、請求書に記載されている使用電力量とは異なる場合がございます。
- (2) 電気設備・機器を使用・操作したことにより生じた損害・不利益（機器の故障等）について、当社は補償しません。
- (3) 当社は、当サービスの利用によって発生した損失、損害について一切の責任を負いません。また、情報を利用するときはそれによって生じるすべての結果の責任を申込者が負うものとしします。
- (4) 警報の発令や非常災害の発生等により、節電等のお願いを取り下げる場合があります。
- (5) 不正行為があったとき、または当社が不適当と判断した場合、当社はサービスの提供を停止し、付与予定の GIFT street ポイントの全部または一部を消滅させることがあります。

DRプロジェクト 利用規約 追加規約

資源エネルギー庁の令和4年度電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム（以下、「国の節電プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

本追加規約は2023年1月25日17時にまでに「国の節電プログラム」への申し込みを行ったお客さまが対象となります。

本追加規約「3. 適用条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取り組みに継続的に参加いただけるお客さまには、当社から国の節電プログラム促進事業に基づく特典を進呈します。

1. 国の節電プログラムの特典付与の実施期間と申し込み期間

実施期間は、2022年12月1日から2023年3月31日です。また、当社お客さま専用マイページの専用フォームからの参加申し込み期間は、2023年1月25日（水）17時までとします。

2. 定義

用語の定義はDRプロジェクト 利用規約（以下、「基本規約」といいます）「2. 定義」を準用するものとします。

3. 適用条件等

当社は、お客さまが、基本規約「3. 適用条件等（1）」および以下の追加条件の全てを満たし、同意したうえで参加申し込みをしていただいた場合に、本追加規約を適用します。

【追加条件】

- ① 電力需給契約に係わる個人情報（需給契約名義、住所、お客さま番号、供給地点特定番号、法人名、法人番号、電力使用量、業種等）が「国の節電プログラム促進事業」の事務業務に必要な範囲で「電気利用効率化促進事務局」へ提供されること。
- ② 条件を満たさない特典取得や複数回の特典取得等、不正に特典を取得しないこと。
- ③ 不正に特典を取得した可能性があるとして国の事務局である「電気利用効率化促進対策事務局」が判断し、事務局から当社を通じて参加状況等の確認依頼が入った場合は速やかに応じること。
- ④ 不正に特典を取得したことが発覚した場合は、当社へ取得した特典の返還に速やかに応じること。
- ⑤ 電力需給契約の契約者と電気料金の支払者が異なる場合は、特典の付与が電気料金相殺であることを両者合意のうえ、申し込みがされていること。
- ⑥ 国の節電プログラムは予告なく変更または中止する可能性があること。

4. 国の節電プログラムの参加特典

（1）内容

基本規約「5. 特典内容」とは別に、1法人1回限りで、200,000円を電気料金より値引きします。

月の電気料金が200,000円を下回る場合は未付与金額の付与が終わるまで電気料金から値引きします。ただし、付与が2023年3月31日までに完了しない場合は、国の方針に基づき付与方法を変更する場合があります。

※1 法人につき、特典付与の受領は 1 回とし、原則本社所在地における契約が特典付与先となります。本社所在地以外での契約への特典付与を希望する場合は、申請は 1 法人につき 1 回限りとなるため、複数回の特典取得とならないようにご確認のうえ、お申し込みください。

参加特典の付与対象決定結果は、「電気利用効率化促進対策事務局」による確認が終わり次第、登録済みのメールアドレスに通知されます。

(2) 特典付与の対象条件

- ① 基本規約 3. 適用条件等 (1) および本追加規約 3. の【追加条件】をすべて満たし、同意していること。
- ② 基本規約 3. 適用条件等 (1) (ア) を満たす電力需給契約が締結されており、2023 年 1 月 31 日 (火) までに当社の供給 (通電) が完了していること。
- ③ 2023 年 1 月 1 日時点で当社と高圧の電力需給契約または ES システムサービス契約等が消滅していないこと。

5. 国の節電プログラムの節電達成特典

(1) 基本規約「5. 特典内容」とは別に、以下記載の対象期間の検針日から次回検針日の前日までの間 (以下、「節電達成特典実施月」といいます。) において (2) 月間型ベースラインと比較して 3% の節電目標を達成した場合、2 万円を電気料金から値引きします。

なお、節電達成特典の進呈の通知は、下記 (6) 記載の電気料金相殺をもってかえさせていただきます。

【対象期間】

※ 1 日検針のお客さま：2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

※ 上記以外のお客さま：2022 年 12 月検針日から 2023 年 3 月検針日の前日まで

(2) 月間型ベースライン

月間型ベースラインは原則、前年同月の使用電力量とします。前年同月に当社と電気需給契約がなかった場合には、監視主装置 ES SYSTEM から取得した使用電力量実績のデータ (以下、「ES データ」といいます。) とします。なお、当該期間の ES データが存在しない場合には、以下《算出方法》により、2022 年 9 月分から 11 月分の ES データから算出いたします。さらに 2022 年 9 月分から 11 月分の ES データが存在しない場合には、同年前月の ES データとします。

《算出方法》

① 契約種別と業種から業務用・産業用を判定

② 負荷率算定

3 か月間の使用電力量合計 ÷ 3 か月間の契約電力合計

例) 契約電力が 100kW で 2022 年 9 月分から 11 月分の 3 か月間の使用電力量合計が 50,000kWh の顧客の場合
 $50,000 \div 300 = 166$ 時間

③ 前年実績想定使用電力量算定

例) 業務用で負荷率 166 時間、契約電力 100kW、2022 年 11 月分の使用電力量が 20,000kWh だった場合
2021 年 12 月分の想定使用電力量 = $20,000 \times 1.1 = 22,000$

※ 月別係数は業務用 150 時間以上 300 時間未満を適用

■月別係数

業務用	12月	1月	2月	3月
150時間未満	1.1	1.4	1.3	1.0
150時間以上 300時間未満	1.1	1.4	1.4	1.1
300時間以上 450時間未満	1.0	1.2	1.2	1.0
450時間以上	1.0	1.1	1.1	1.0

産業用	12月	1月	2月	3月
150時間未満	1.1	1.5	1.4	1.2
150時間以上 300時間未満	1.0	1.0	1.0	1.0
300時間以上 450時間未満	1.0	1.0	1.0	1.0
450時間以上	1.0	1.0	1.1	1.0

(3) 「節電達成特典実施月にまったく電気を使用しなかった場合」または「節電達成特典実施月に供給の休止、停止または契約の消滅があった場合」は、「節電達成特典実施月の料金メニューが市場連動型の場合」節電達成特典付与算定の対象外とします。

※プレミアム・プレフィックスで電気料金の算定が固定単価型でなされた場合でも、料金メニューが市場連動型の場合は節電達成特典付与算定の対象外となります

(4) 月間型ベースラインおよび節電達成特典実施月の使用電力量実績について ES データを参照する場合がございます。

(5) 月間型ベースラインの日数と節電達成特典実施月の日数が一致しない場合、達成または未達成の判定にあたり、1日あたりの平均使用電力量を比較するものとします。

・ 1日あたりの平均使用電力量

= 各月の料金算定期間における使用電力量(kWh) ÷ 各月の料金算定期間における日数(日)

(6) 節電達成特典は原則 2023 年 4 月分の電気料金相殺にて付与させていただきます。

※お客様によっては前後する場合がございます。

6. 注意事項

注意事項は、基本規約「7. 注意事項」を準用するものとし、その他の事項は基本規約に定めるところとします。

【附則】

2022 年 10 月 11 日制定・適用

2023 年 1 月 5 日改定・適用

2023 年 2 月 17 日改定・適用

2023 年 4 月 1 日制定・適用